

令和7年度 町の林業関係の支援制度

町では、森林の整備やそれを担う人材の育成及び確保を促進するため、森林環境譲与税等を活用し以下の事業により活動を支援しています。

■森林整備への支援

●越知町森林経営管理促進事業費補助金 ※国の造林事業や木材安定供給推進事業への嵩上げ					
事業区分	作業種	補助対象経費	補助率	採択要件等	補助事業者
造林促進事業	保育間伐	除伐及び保育間伐の実施に要する経費、間接費、手数料及び森林保険料	補助対象事業費から県補助金額を差引いた額以内	高知県造林事業に採択されたもの。 ただし、環境林整備事業及び高知県緑の環境整備支援交付金の交付を受けた場合は採択しない	森林所有者、森林組合、林業事業者等
	搬出間伐	搬出間伐の実施に要する経費、間接費、手数料及び森林保険料	50,000円／ha	高知県造林事業又は高知県木材安定供給推進事業に採択されたもの	
	作業道整備	作業道の開設や改良に要する経費、間接費、手数料	補助対象事業費から県補助金額と支障木精算額を差引いた額以内	高知県造林事業又は高知県木材安定供給推進事業に採択されたもの	
	人工造林	人工造林及び附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）又は下刈りの実施に要する経費、間接費、手数料及び森林保険料	補助対象事業費から県補助金額を差引いた額以内	高知県造林事業に採択されたもの	

●越知町緊急間伐総合支援事業費補助金					
事業区分	作業種	補助対象経費	補助率	採択要件等	補助事業者
公益林保全整備事業	保育間伐	保育間伐の実施に要する経費	110,000円/ha	国庫補助事業の対象とならない 11年生以上の人工林	森林組合、生産森林組合、森林整備公社、森林所有者（自伐林家等を含む。）、林業者、新規参入建設業者等
森林整備支援事業 (搬出間伐実施事業)	搬出間伐	間伐実施に係る伐採及び搬出集積に要する経費	間伐率30%の場合 220,000円/ha 間伐率20%の場合 159,000円/ha	国庫補助事業の対象とならない 35～70年生のスギおよび45～90年生のヒノキ ※間伐率20%は小規模林業推進協議会の会員に限る	
森林整備支援事業 (作業道整備事業)	路面整備	間伐材搬出に利用する開設後5年を経過した作業道の路面整備に要する経費	路面整備 幅員1.5m以上2.0m未満 200円/m 幅員2.0m以上2.5m未満 260円/m 幅員2.5m以上3.0m未満 300円/m 幅員3.0m以上 400円/m		森林組合、生産森林組合、森林整備公社、森林施業計画の認定を受けた者及び森林所有者、林業者、新規参入建設業者等
	開設	間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道の開設に要する経費	開設 幅員1.5m以上2.0m未満 1,000円/m 幅員2.0m以上2.5m未満 1,600円/m 幅員2.5m以上3.0m未満 2,200円/m 幅員3.0m以上 1,500円/m		
	丸太積み工 洗い越し工 作業ポイント	間伐材の搬出等に利用する作業道に係る丸太積み工、洗い越し工及び作業ポイントの整備に要する経費	丸太積み工 1,400円／m 洗い越し工 12,000円／箇所 作業ポイント 110,000円／箇所		
	復旧又は補修	作業道について、災害等により機能が損なわれた箇所の復旧又は補修に要する経費	復旧又は補修 事業費の50パーセント以内		

●越知町森林経営管理促進事業費補助金 ※町独自の事業					
事業区分	作業種	補助対象経費	補助率	採択要件	補助事業者
間伐促進事業	保育間伐	保育間伐の実施に要する経費	110,000円／ha	国や県の補助事業の対象とならない 過去10年以上施業が行われておらず、施行面積が0.1ha以上のもの	森林所有者、森林組合、林業事業者等
	搬出間伐	間伐実施に係る伐採及び搬出集積に要する経費	220,000円／ha		
	作業道整備	作業道の開設や改良に要する経費、間接費、手数料	路面整備 幅員1.5m以上2.0m未満 200円/m 幅員2.0m以上2.5m未満 260円/m 幅員2.5m以上3.0m未満 300円/m 幅員3.0m以上 400円/m 開設 幅員1.5m以上2.0m未満 1,000円/m 幅員2.0m以上2.5m未満 1,600円/m 幅員2.5m以上3.0m未満 2,200円/m 幅員3.0m以上 1,500円/m 丸太積み工 1,400円／m 洗い越し工 12,000円／箇所 作業ポイント 110,000円／箇所 復旧又は補修 事業費の50%以内	上記森林において、間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道	

■林業機械への支援

●越知町原木増産推進事業費補助金 ※県の原木増産推進事業に嵩上げ（補助率は、県と町を合計した率）					
事業区分	作業種	補助対象経費	補助率	採択要件等	補助事業者
自伐林家等林業機械レンタル	林業機械レンタル	原木の生産に必要な林業機械レンタル及び回送に要する経費。 ただし、経費のうち消費税及び返却時の修繕費等を除く。 木材の生産を目的とした林業機械（作業道の開設及び木材の集材、運搬に必要な機械等）	10分の10以内 ・レンタル経費に要する補助金額の上限 (1)バックホウ（6～8t：0.25m3相当、グラップル付き含む）、普通トラック、ダンプトラック、トラッククレーン、林内作業車 補助金額の上限は30万円／月・台 (2)上記以外の林業機械の場合 補助金額の上限は20万円／月・台 ・レンタル期間は6月以内	高知県小規模林業推進協議会の会員であること	高知県小規模林業推進協議会の会員

●越知町森林経営管理促進事業費補助金 ※町独自の事業					
事業区分	作業種	補助対象経費	補助率	採択要件等	補助事業者
林業機械導入促進事業	林業機械レンタル	木材の生産に必要な林業機械のレンタル及び回送に要する経費	1／2以内	国庫補助事業や県補助事業の対象とならないもの	森林所有者、森林組合、林業事業者等
	林業機械リース	木材の生産に必要な林業機械のリースに係る経費のうち、リース対象物件の取得に要する経費から残存価格がある場合は残存価格を差し引いたもの	1／2以内	国庫補助事業や県補助事業の対象とならないもの	

■担い手への支援

●越知町森林経営管理促進事業費補助金 ※町独自の事業					
事業区分	作業種	補助対象経費	補助率	採択要件等	補助事業者
林業担い手確保促進事業	新規参入	新規職員の雇用（人件費、住居費）、資格取得等研修受講、林業装備の整備（チェーンソーや防護衣等）、林業機械の導入（リースやレンタル）、その他（社屋借料等）に要する経費	10／10以内 補助金額の上限は、1事業主体当たり250万円	参入後3年以内に労働環境改善計画の認定申請を行うこと 補助期間は、参入年度～翌々年度までの3年間とする	異業種から林業へ新規参入する事業体や林業を目的として町内で起業した事業体 ※越知町内に事業所を有すること
	雇用拡大	新規職員の雇用（人件費、住居費）、指導費（指導者の人件費）、資格取得等研修受講、林業装備の整備（チェーンソーや防護衣等）に要する経費	10／10以内 新規職員1名当たりの補助金額の上限額は200万円 ・新規職員の雇用（人件費） 新規職員一人あたり月9万円 ・指導費（指導者の人件費） 新規職員一人につき月3万円	改善計画の着実な実行又は登録した目標の達成を目指す 新規職員の補助期間は、雇用開始月から最長2年間とする	労働環境改善計画認定事業体、意欲と能力のある林業経営者、育成経営体 ※越知町内に事業所を有する事業体